

# 東所沢小学校いじめ防止基本方針



所沢市立東所沢小学校

平成30年2月

# 東所沢小学校いじめ防止基本方針

平成30年2月 改訂

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

東所沢小学校では、いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こる問題と考えています。いじめ問題を解決するためには、未然防止と早期の発見、早期の対応に取り組んでいくことが重要となります。

そのため、日常の学校生活の中で一人一人の児童が自分に自信をもち、良好な人間関係を築いていけるように、学校全体の組織的な取り組みを進めていきます。また、いじめを発見した際には、校内組織による対応を行うとともに、保護者の理解と協力も求め、外部機関とも十分に連携をとりながら問題解決に臨みます。

教師も児童も保護者も、いじめは絶対に許さないという共通の考え方のもと、全ての児童が安心して学校生活をおくれるように努力していきます。

## 2 いじめの定義について

いじめの定義については、「いじめ防止対策推進法」の規定によるものとします。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

## 3 いじめの理解について

いじめの理解については、以下の共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうる問題です。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、児童の多くが被害も加害も経験するものです。しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることにより、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命または身体に重大な危険を生じさせることにつながります。

いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や学年等の所属集団の構造上の問題や「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在等にも注意を払い、全体としていじめを許容しない雰囲気をつくりあげていくことが重要となります。

上記を踏まえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切です。

## 4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、各学年及び教務部代表からなる組織で、月1回開催します。児童のいじめや不登校に関する状況を情報交換するとともに、いじめ防止に関する方策の見直しも検討します。

### (2) いじめ対策特別委員会

いじめ問題が発見された場合に立ちあげる組織です。校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、人権教育主任、学年主任、担任、養護教諭、相談員等で構成します。問題の明確化、指導方針や役割分担を決定し、問題解決に向け着手します。

### (3) 校内重大事態対応組織

いじめ対策特別委員会により決定された指導方針や分担に従い、事実関係の調査や問題解決のための対応を具体的に行います。

<指導や援助に関する具体的な役割分担>

- ・被害者支援担当
- ・加害者指導担当
- ・傍観者、観衆、全体指導担当
- ・保護者、マスコミ対応担当 等

## 5 いじめ未然防止のための取組

### (1) 年間計画に基づく教育活動の充実<別表1参照>

○教育活動全体を通して、児童の望ましい集団づくり、人間関係づくりを育みます。

### (2) 学級・学年経営の充実

- 分かる、できる授業を実践する中で、児童一人一人が成就感や充実感をもつとともに、考え方や取り組み方の違いのよさに気づけるようにします。
- 日常の児童との生活の中で、児童の実態を把握しながら児童間の良好な人間関係づくりに努めます。

### (3) 道徳教育・人権教育の充実

- 道徳の授業をとおして、児童の自己肯定感を高めるとともに、互いを尊重し合う心情を醸成します。
- 全ての教育活動のなかで、道徳教育・人権教育の視点を大切にし、人権を尊重することや思いやりの心などを育てます。

### (4) 特別活動の充実

- 学級内での話し合い活動や集会活動、係活動等の実践をとおして、集団で高まっていこうとする意欲を育てます。
- 異年齢集団による活動を多く取り入れ、協調して協力する体験を積ませることにより、人とよりよく関わる力を育てます。
- 児童会を中心に毎月のあいさつ運動を推進します。11月の強調月間では、柳瀬中学校区3校合同あいさつ運動を実施し、いじめ撲滅に向けた標語を掲示し、いじめ撲滅の意識を強化します。

### (5) 情報モラルに関する指導の充実

- 外部機関とも連携しながら、情報モラルに関する指導を行うとともに、学校だよりなどを使い保護者へも啓発します。

## (6) 東日本大震災により被災した児童生徒への配慮

- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被害児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、該当児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対してのいじめについて理解させます。

## (7) 教職員の研修の充実

- いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する研修を充実し、全教職員が共通理解して、東所沢小学校いじめ対応マニュアルに従って組織的に対応します。  
<別表2、3参照>
- 埼玉県教育委員会発行の「彩の国生徒指導ハンドブック」等の資料を活用しながら、いじめに関する研修を実施し、全ての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図ると共に、個々の児童生徒の指導の充実を図ります。

# 6 いじめの早期発見のための取組

## (1) 定期的・日常的ないじめの実態把握

- 年4回の児童へのアンケート（なかよしアンケート3回、いじめ防止アンケート1回）により、いじめの実態を調査・把握します。
- 児童の文章や児童との会話の中から、いじめの兆候を発見します。
- 「心のふれあい相談員」と各担任が情報を共有し、いじめを疑われる相談を見落とさないようにします。
- 連絡帳や電話による保護者からの情報を真摯に受け止め、いじめへ発展しないようにします。

## (2) 教職員の指導力の向上

- 教職員がいじめの兆しを発見できる目を養うとともに、適切に対応できる力を向上します。
- 教職員がいじめを発見、または、相談を受けた場合、些細な兆候が見られる場合には、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て報告・相談するようにします。学校の特定の教職員が、いじめに係わる情報を抱え込み、「学校いじめ問題対策組織」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反しえることを研修で理解します。
- 好意から行った行為が意図せず相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び気づくことができた場合には、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有します。

# 7 いじめへの対処

## (1) 全教職員の共通理解

- 「いじている子への指導」「いじめられている子どもへの支援」「周りではやし立てている子どもへの対応」「みてみぬふりをする子どもへの対応」「学校全体への対応」について共通理解をもって対応します。

## (2) いじめ問題に対応する連携体制の整備

- 学校だけでは解決が困難な場合は、所沢市教育委員会学校教育課「健やか輝き支援室」や柳瀬中学校に配置されているスクールカウンセラーなどと連携して対応していきます。

- 状況に応じて、所沢市健やか輝き支援室、所沢市立教育センター、こども支援センター、所沢児童相談所、所沢警察、民生委員・児童委員等との情報共有を継続的にを行います。

### (3) 教育相談体制の充実

- 相談室の運営を工夫し、相談員による児童・保護者との相談活動を充実させます
- 担任だけでなく、必要に応じて管理職による面談等を実施するなど、相談の機会や方法を増やします。

### (4) いじめ側の児童への指導の充実

- いじめ側の児童への指導にあたっては、全職員が毅然とした態度で組織的に臨み、状況が改善されない場合には個別指導の機会を十分にとっていきます。なお暴力や恐喝等の事例に関しては、警察などの外部機関とも連携して対応します。
- いじめ側の児童に対する指導では、保護者にも状況を十分に伝えながら理解と協力を求め、学校・保護者が共通理解のもと足並みをそろえて取り組み、保護者と共に改善を図るようにします。
- 学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページに掲載し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにします。

### (5) 児童の主体的な活動の支援

- 状況に応じて、学校全体あるいは学年・学級でいじめをなくす取り組みが、児童を中心とした活動につながるように支援します。

### (6) いじめの解消

いじめの解消は単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要があります。

- いじめに係わる行為が止んでいること  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当な期間とは少なくとも3か月を目安とします。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係わる行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して心身の苦痛を感じて居ないかどうかを面談等により確認します。

## 8 家庭や地域との連携

### (1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

- 児童の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、懇談会や個人面談の機会を活用し保護者に協力を求めます
- 学校公開日や「柳瀬中学校区安心安全な学校と地域づくり支部会議」等の機会を利用し、地域の方にも本校児童の状況をお伝えします。
- 学校だよりやホームページを活用しながら、広く学校の情報を発信するとともに、青少年を守る会や民生児童委員など地域の子どもを育てる組織との協力体制を強化します。
- 学校応援団やPTAには、学習ボランティアなどで児童の教育活動に関わる人が多いので、複数の目で児童を見守り、気づいたことがあれば情報提供をしていただきます。

### (2) 保・幼・小・中連携の強化

- 柳瀬中学校区3校で構成する月1回開催の「やなせ会議」の場で、各校の状況を把握するとともに、小中9年間を見通した指導を目指し連携を深めます。

- 保育園・幼稚園との情報交換や交流をとおして、新入学児童の状況を十分に把握し、入学当初の躓きを軽減します。
- 幼児期からのいじめ未然防止に向けた取組の推進  
子育ての目安「3つのめばえ」を活用し、発達段階に応じて幼児が他の幼児と係わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるように、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促進します。

## 9 重大事態への対処

想定される重大事態（法第28条の規定）への対応は、以下のように対応します。

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な障害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

### ①重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合には、直ちに所沢市教育委員会へ報告し、指導と支援を受けながら対応します。

### ②調査と対応の実施

- 校内重大事態対応組織を設置し、事実関係を明確にするための調査と問題解決に向けた対応を行います。

### ③調査結果の説明と報告

- 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童とその保護者に対して説明を行います。説明にあたっては、他の児童のプライバシー等に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら実施します。
- 調査結果については、所沢市教育委員会に報告します。

<別表1> いじめ防止に係る取組の年間計画

月	取組の内容		
	教職員の取り組み 日常の指導以外	児童の活動 行事等を生かした人間関係づくり	保護者・地域との連携 啓発活動・体験活動
4月	・生徒指導委員会(情報交換) ・いじめ対策に関する共通理解 ・やなせ会議(小中連携)	・学級、学年開き ・1年生を迎える会	・授業参観、懇談会
5月	・生徒指導委員会(情報交換) ・やなせ会議(小中連携) ・なかよしアンケート① (実施・分析)	・なかよし遠足(全校遠足) ・人権作文、標語 ・リレー大会	・個人面談 ・学校公開日 ・学校評議員会①
6月	・生徒指導委員会(情報交換) ・やなせ会議(小中連携)	・宿泊学習(5年)	・麦かり、脱穀体験
7月	・生徒指導委員会(情報交換) ・やなせ会議(小中連携)	・東所小フェスティバル ・縦割りなかよし遊び	・懇談会
8月	・生徒指導関係校内研修 ・柳瀬中学校区研修会(小中連携)	・各地区の夏祭り等への参加	・各地区の夏祭り ・柳瀬地区防災訓練
9月	・生徒指導委員会(情報交換) ・やなせ会議(小中連携)	・修学旅行(6年) ・遠足(1～3年)	・授業参観、懇談会 ・柳瀬地区体育祭、敬老会
10月	・生徒指導委員会(情報交換) ・やなせ会議(小中連携)	・運動会	・柳瀬地区文化祭
11月	・生徒指導委員会(情報交換) ・いじめに関するアンケート(実施・分析) ・やなせ会議(小中連携)	・市内親善音楽会(5年) ・校内音楽会	・麦まき、収穫祭、竹炭体験 ・学校公開日(音楽発表) ・学校評議員会②
12月	・生徒指導委員会(情報交換) ・学校評価(いじめ対策の評価) ・やなせ会議(小中連携)	・持久走大会	・懇談会 ・学校評価(保護者・地域)
1月	・生徒指導委員会(情報交換) ・学校評価(評価、分析) ・やなせ会議(小中連携)		・授業参観
2月	・生徒指導委員会(情報交換) ・やなせ会議(小中連携) ・保、幼、小連絡会 ・なかよしアンケート② (実施・分析)	・大なわ大会 ・6年生を送る会	・新入児童保護者説明会 ・授業参観・懇談会 ・学校評議員会③
3月	・生徒指導委員会(情報交換) ・やなせ会議(小中連携) ・柳瀬中1日体験 ・次年度の学級編成	・卒業証書授与式 ・縦割りなかよし遊び	・卒業を祝う会 ・通学班仮編成

※いじめが発見された場合及び重大事態発生時には、「いじめ対策特別委員会」及び「校内重大事態対応組織」を立ち上げ対応する。

## ＜別表2＞いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

### □学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の価値観等の理解</li> <li>○正しい判断力の育成</li> <li>○差別を許さない気持ちの育成</li> <li>○奉仕的活動体験への積極的参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自他のよさを知り、大切にしようとする心の育成</li> <li>○善悪の判断する力の育成</li> <li>○地域での様々な体験活動への参加</li> <li>○ネット使用に関する約束づくり</li> </ul>
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れて一人である児童への声掛け</li> <li>○個別面談やアンケートによる情報収集</li> <li>○持ち物へのいたずらや紛失があった際の即時対応と原因究明</li> <li>○心のふれあい相談員との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的積極的な子どもとの会話</li> <li>○服装の汚れや乱れ、けがのチェック</li> <li>○持ち物の紛失や買った覚えのない持ち物の増加の確認</li> </ul>
いじめの早期発見	暴力を伴ういじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる身体的精神的な被害の的確な把握と迅速な対応</li> <li>○やすみじかんや登下校時にも教師が見回りを行うなど被害が継続しない体制作り</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる身体的精神的な被害の的確な把握と迅速な対応</li> <li>○休み時間や登下校時にも教師が見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり</li> <li>○いじめの原因は背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し「いじめを絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係書機関（市教委、警察、児童相談所等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校はいじめられた側の児童を守る対応をすることに関する理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもからの聴き取り</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる精神的な被害の的確な把握と迅速な対応</li> <li>○休み時間や登下校時にも教師が見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり</li> <li>○いじめの原因は背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し「いじめを絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止する</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係諸機関（教育センター、カウンセラー等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校はいじめられた側の児童を守る対応をすることに関する理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもからの聴き取り</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪など）</li> </ul>
	行為がわかりにくいいじめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦しい木もつへの共感と「いじめから全力で守る」ことの約束</li> <li>○本人や周囲からの聴き取りによる、つらさの的確な把握と迅速な対応</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことによる事実や心情の把握</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもからの聴き取り</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
観衆やまわりの児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○はやしたてたり傍観したりすることが、いじめに加担することと同じであることや、いじめられた児童の苦しさを理解させる指導</li> <li>○人のいいなりにならず、正しい判断のもと自分の意志で行動することの大切さの指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気づいた場合、観衆や傍観者とならず教師や保護者へ話すように指導</li> <li>○どんな場合でも観衆や傍観者にならないという強い意志の育成</li> </ul>	

### □家庭や地域との連携

各家庭（PTA）への依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもに関心をもち、会話や観察を通して寂しさやストレスに気づいてください。</li> <li>○結果だけでなく、途中の頑張りもしっかりと認めて褒めてあげてください。</li> <li>○いけない言動をとったときには、厳しくしかってください。</li> </ul>
地域への依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あいさつを通して、子どもたちと顔見知りになってください。</li> <li>○公園や近所で子どもが困っている場面を見かけたら声をかけてやってください。</li> <li>○おけない行為をしている子どもがいたら、しかってください。</li> </ul>



